

八街市総合計画審議会公募委員選考要領

1 目的

この要領は、八街市総合計画審議会公募委員の選考に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 選考委員会

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育次長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、総務部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、企画政策課において処理する。
- (6) その他必要な事項については、委員長が別に定める。

3 選考方法

八街市総合計画審議会公募委員の選考は、別記1の評価項目に従い採点し、決定するものとする。

また、採点のみで、決定できない場合（同一の点数の者が募集人数を超える場合等）は、男女比率、居住地域、年齢などを踏まえ、委員構成の均衡に配慮し決定する。なお、合計点数が15点に満たない場合は不採用とする。

4 選考結果の通知

選考の結果は応募者全員に通知するものとする。

別記1

評価対象項目		点 数
○ 応募申込書		
1 応募の動機		5・4・3・2・1
○ 作文（レポート）評価		
2 問題意識の高さ	八街市の現状を把握し、問題意識を持っているか	5・4・3・2・1
3 独創性	新たな視点でのまちづくりの方策が盛り込まれているか	5・4・3・2・1
4 建設的な意見	実現可能な意見であり、その根拠が感じられるか	5・4・3・2・1
5 目標	目標が明確であり、内容が具体的か	5・4・3・2・1
合計点		／25点
配点基準		
5点／非常に優れている 4点／優れている 3点／普通 2点／やや劣る 1点／劣る		

- ※1 選考委員の採点結果（合計点）の平均点が15点未満の者は、応募人数が募集人数を下回る場合であっても不採用とします。
- ※2 採点のみで、決定できない場合（同一の点数の者が募集人数を超える場合等）は、男女比率、居住地域、年齢などを踏まえ、委員構成の均衡に配慮し決定するものとします。